Ⅶ　地域医療

１． 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例

《目　的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内　容》

区分	夜間
診療時間	午後7時～午後10時
場　所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科（※歯科診療については、令和4年11月1日より廃止）

【歯科診療の廃止について】

・佐倉市内で休日や夜間に診療を行う歯科医院の増加

・佐倉市休日夜間急病診療所における歯科受診者数の減少

・佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療設備の老朽化

以上の理由から、印旛郡市歯科医師会佐倉地区と協議のうえ、令和4年11月1日より、佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療を廃止とした。

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数（日）	内科	歯科
令和2年度	72	49人	25人
令和3年度	72	73人	20人
令和4年度	72	69人	7人
令和5年度	73	197人	－
令和6年度	72	193人	－

＜内科＞

① 診療日数　　72日（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

② 受診者数　　193人（1日平均　2.7人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合（%）
19時台	99	51.3
20時台	51	26.4
21時台	43	22.3
合計	193	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合（%）
1	即時入院が必要で来院してよかった	2	1.0
2	症状からみて深夜受診も納得できる	98	50.8
3	治療を要するが明日でもよい	82	42.5
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	11	5.7
合計		193	100.0

⑤　年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合（%）
15〜19	23	11.9
20〜29	31	16.1
30〜39	30	15.5
40〜49	31	16.1
50〜59	36	18.7
60〜69	17	8.8
70 以上	25	13.0
合計	193	100.1

⑥　居住地別

居住地		受診者数（人）		割合（%）
市内	佐　倉	23	141	11.9
	臼　井	35		18.1
	志　津	45		23.3
	根　郷	20		10.4
	和　田	4		2.1
	弥　富	1		0.5
	千代田	13		6.7
市外	印旛郡内	41	52	21.2
	県　内	4		2.1
	県　外	7		3.6
合計			193	99.9

⑦ 二次病院搬送状況　1件　　紹介状　2件

⑧ 疾病別

分類番号	疾病分類	受診者数（人）	割合（%）
1	伝染性	111	57.5
2	呼吸器系	33	17.1
3	消化器系	26	13.5
4	皮膚及び皮下組織	16	8.3
5	神経及び感覚器	2	1.0
6	循環器系	2	1.0
7	その他	3	1.6
合計		193	100.0

(2) 休日当番医

《目　的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内　容》

区分	昼　　間	夜　　間
診療時間	午前9時〜午後5時	午後7時〜午後10時
場　所	市内医療機関	市内医療機関
診療日	休日（日曜・祝日・年末年始）	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実　績》　（人）

		区分	令和2年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間	休日当番	内科	891	884	1,162	2,818	3,359
		外科	633	588	606	587	621
		歯科	196	224	195	209	274
夜間	休日夜間当番	外科	128	110	105	105	172
合計			1,848	1,806	2,068	3,719	4,426

《考　察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所を実施している。また、二次救急医療体制として、印旛郡市広域市町村圏事務組合において病院群輪番制を実施している。

さらに、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休日夜間急病診療所においては、令和4年度までは、院内感染のリスクを避けるため、新型コロナウイルス感染症の疑いが強い受診希望者には、千葉県の発熱相談コールセンターを通じて受診するように案内していた。

しかし、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更となったことから、休日夜間急病診療所においても、発熱等の風邪症状がある受診希望者の診療を再開した。令和5年度の休日夜間急病診療所の受診者数が、前年比285.5%と、大幅に増加し、令和6年度においても同様の受診者数となっている。

令和6年度の休日当番医の全体受診者数は、前年比119.0%の増加傾向となっている。科目別では、休日当番医内科は前年比119.2%、休日当番医歯科は前年比131.1%、休日当番医外科は前年比114.6%であり、全科において増加傾向にある。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例

《目　的》

平成 14 年 10 月 1 日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内　容》

診 療 日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3)
診療時間	午後 7 時～午後１１時	午前 9 時～午後 5 時、午後 7 時～午後１１時
場　　所	印旛市郡小児初期急病診療所（佐倉市健康管理センター内）	
診療科目	小児科	

《実　績》

① 診療日数　365 日（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

② 受診者数　4,767 人（一日平均　13.1 人）

ア. 時間帯別（人）

時間帯	9～13 時	13～17 時	19～22 時	22～23 時	合計
受診者数（人）	1,310	676	2,395	386	4,767
割合（%）	27.5	14.2	50.2	8.1	

イ. 年齢別（人）

年齢	0 歳	1～4 歳	5～14 歳	15 歳	合計
受診者数（人）	535	1,879	2,278	75	4,767
割合（%）	11.2	39.4	47.8	1.6	

居住地別（人）

地域と内訳					受診者数（人）	割合（%）
佐倉市内					2,260	47.4
印旛郡内	成田市	30	白井市	43	2,171	45.5
	四街道市	1,068	酒々井町	119		
	八街市	462	富里市	63		
	印西市	367	栄町	19		
県　内	千葉市	72	八千代市	30	198	4.2
	船橋市	11	他県内	85		
県　外					138	2.9
合　計					4,767	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐 倉 市	33	158
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	10	
日本医科大学千葉北総病院	印 西 市	10	
成田赤十字病院	成 田 市	83	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	22	

④ 疾病状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
呼吸器系	140	265	147	200	110	125	112	135	243	261	121	99	1,958
消化器系	63	72	74	68	58	79	52	60	78	86	108	79	877
代謝性	0	2	2	5	3	1	0	0	0	2	6	1	22
感染性	9	10	12	41	21	20	24	17	358	307	29	9	857
免疫・アレ	49	35	43	58	38	50	43	31	44	36	20	24	471
神経系	5	7	6	12	8	2	6	2	2	12	2	6	70
耳鼻咽喉	4	10	7	4	4	6	7	5	12	15	2	2	78
皮膚系	5	3	7	4	9	8	1	13	3	6	2	1	62
泌尿・生殖	3	3	2	3	1	6	3	2	4	5	3	4	39
眼	0	2	0	1	1	0	1	2	4	2	5	1	19
その他	20	28	24	33	21	32	24	33	38	28	12	21	314
合 計	298	437	324	429	274	329	273	300	786	760	310	247	4,767

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、鵞口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門膣炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考　察》

受診者については、概ね4割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

また、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、概ね97%の患者については、二次救急医療機関への搬送にいたらず、小児初期急病診療所で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たせていると考えられる。

さらに、当診療所はその場で処置を行うケースだけではなく、別施設への搬送を行うケースの選別などの役割も担っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等で対応している。

3．訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
健康さくら21（第3次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	（現状値）→（目標） ・訪問歯科診療を実施している歯科医院数　23件→増加

《目　的》

在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施し、生活の質の維持・向上を図る。

《内　容》

①対　象　　市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。

②内　容　　ア.入れ歯の修理・調整や作成
　　　　　　イ.むし歯の応急処置など

③従事者　　歯科医師、歯科衛生士等

④費　用　　保険診療による自己負担額

⑤協力医療機関数　　市内 30 医院

《実　績》

①年齢別・男女別申込者数（人）

	男	女	合計
85～89 歳	2	0	2
90 歳以上	1	0	1
合計	3	0	3

②年齢別診療内容の内訳（複数回答）　（人）

	義歯作成修理調整	むし歯治療	口腔清掃
85～89 歳	1	1	2
90 歳以上	0	0	1
合計	1	1	3

③　年度別・職種別訪問回数（事前調査含む）　（人）

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり平均訪問回数	歯科医師訪問回数	歯科衛生士訪問回数
令和2年度	8	29	3.6	27	29
令和3年度	9	31	3.4	29	31
令和4年度	4	21	5.3	21	21
令和5年度	6	22	3.7	22	22
令和6年度	3	11	3.7	11	11

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
令和２年度	0	0
令和３年度	0	0
令和４年度	1	1
令和５年度	0	0
令和６年度	0	0

⑤ 在宅歯科講演会

日　　時：令和６年 11 月 13 日（水）19 時 30 分～21 時

講演内容：『かかりつけ歯科医が実施する口腔機能低下症の診断と摂食機能療法』
～診療室を核にした在宅支援の実際　その考え方と手技～

講　　師：日本大学歯学部特任教授（摂食機能療法学講座）
医療法人社団光生会陵南診療所摂食リハビリステーション嚥下部長
植田　耕一郎氏

参加人数：27 人

《考　察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とした歯科診療体制の整備が進んだ結果、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による訪問診療が増加している。これにより、市の訪問歯科事業を利用する患者数は減少傾向にある。この状況を踏まえ、市では令和６年度をもって訪問歯科事業を終了する。今後は、市内で訪問歯科診療を実施している歯科医療機関の情報を広く周知し、必要とする方々が在宅で診療を受けられるよう啓発活動を行う。

４． がん患者 QOL 向上事業

(1) がん患者アピアランスケア支援事業

根拠法令等	がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付規則

《目　的》

がん患者のがん治療による外見の変化を補完する医療用補整具の購入又は賃貸の費用を助成するアピアランスケア支援事業により、がん患者の精神的及び経済的な負担を軽減するとともに、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的とし、令和５年11月１日より開始した。

《内　容》

①対象者

以下のいずれの要件にも該当する方

ア．医療用補整具等を購入し又は賃貸を開始した日及び申請日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること

イ．がんの治療を受けた又は現に受けている者で、がんの治療に伴い、医療用補整具等が必要であること

②助成対象経費

ア．医療用ウィッグ等の購入又は賃貸　　３万円

イ．胸部補正具の購入　　２万円

③助成金の額

②の助成対象経費を上限とし、区分ごとに助成は１回とする。

④申請期限

購入または賃貸を開始した日の翌日から起算して１年以内とする。

《実　績》助成人数

	医療用ウィッグ等	胸部補正具	合計
令和５年度	30 人	5 人	35 人
令和６年度	85 人	13 人	98 人

(2) 若年がん患者在宅療養支援事業

根拠法令等	若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付規則

《目　的》

若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービス等の費用に対して助成を行うことで、若年がん患者及びその家族の身体的、経済的負担を軽減し、当該患者及びその家族の療養生活の向上を図ることを目的とし、令和5年11月1日より開始した。

《内　容》

①対象者

以下のいずれの要件にも該当する方

ア. 本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者

イ. 40歳未満の者

ウ. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状況至ったと判断したがん患者

②助成対象経費

ア. 介護保険法第8条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、又はこれに相当するサービス

イ. 通院に係るタクシー運賃

ウ. 医師の意見書作成に係る費用

③助成金の額

ア. 月額上限　54,000円

（1か月あたりのサービス利用料の基準を6万円とし、9割相当額を助成）

※生活保護受給者は、月額6万円（10割相当額を助成）

④申請期限

購入または賃貸を開始した日の翌日から起算して1年以内とする。

《実　績》

・なし